

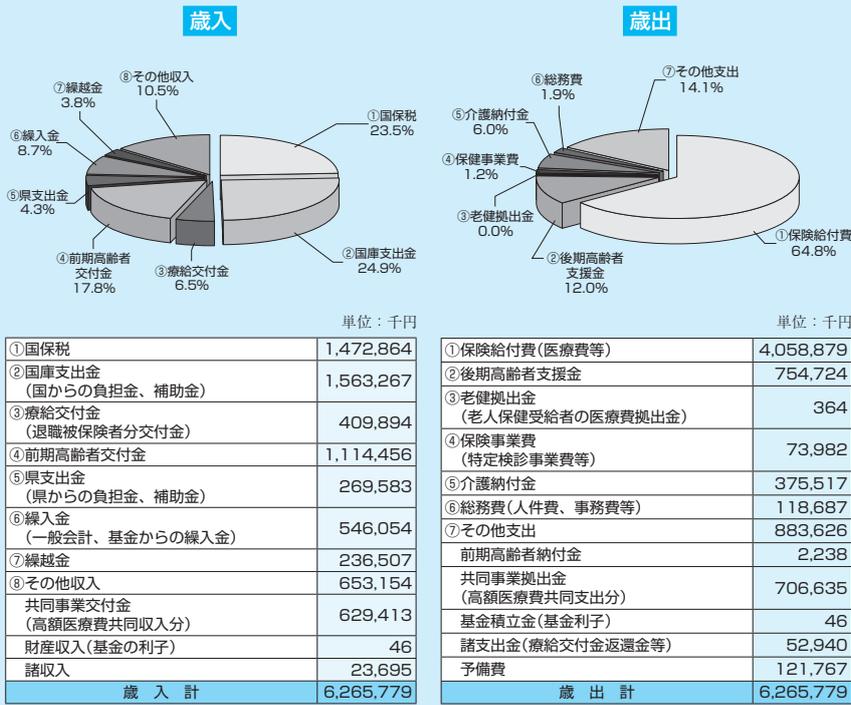
国民健康保険のお知らせ

国民健康保険特別会計

23年度予算(本算定)決定

国保会計は、例年6月の議会に補正予算を提出しています。5月に明らかになる前年度の決算見込額を元に今年度

の予算額を改めて算定します。その内訳は、左の円グラフのとおりです。



平成22年度の歳入歳出差引額では2億3,650万円程の黒字が見込まれ、前年度繰越金や基金からの繰入金を除いた実質単年度収支でも6,500万円程度の黒字となる見込みです。

しかしながら、年々増え続ける医療費や昨今の経済状況、震災の影響等を考慮すると決して余裕のある運営状況ではありません。

国民健康保険税の税率は介護分のみ改定

被保険者の方には、今年度見込まれる医療費等から、国県支出金等を差し引いた残りを国民健康保険税として負担いただくこととなります。

医療分、後期高齢者支援金分については、本来ですと医療費の伸びなどにより引き上げとなりますが、震災の影響を受けた被保険者の皆さんの負担をできるだけ緩和するため、前年度繰越金(2億3,650万円)、基金からの繰入金(1億2,000万円)、一般会計からの繰入金(4,592万円)を税負担軽減のため充当し、税率を据え置きと

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割額	6.30%	2.54%	2.25%
資産割額	22.15%	10.05%	7.30%
均等割額 (1人あたり)	19,800円	8,900円	10,000円
平等割額 (世帯あたり)	17,200円	7,600円	5,700円
限度額	510,000円	140,000円	120,000円

しました。

介護分については、本年度の支出予定額が昨年度を上回ったので、昨年度の税率から引き上げとなっています。

また、課税限度額も改定となっています。医療分、支援金分がそれぞれ1万円、介護分が2万円増額となり、従来73万円であった課税限度額が77万円と4万円増額になりました。

国民健康保険高齢受給者証の更新について

70歳から74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい受給者証を保険証と一緒にご提示ください。

限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証更新日は毎年8月1日となっています。また、更新の手続きを済ませていない方は、認定証、国保被保険者証を持参のうえ、交付申請をしてください。

まだ限度額適用認定証をお持ちでない方で新たに入院される場合は、認定証を提示すると医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられるので、認定証の交付申請をしてください。

◎問い合わせ先:
国保年金課国保年金係
☎(55)5106